

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）（抄） 1

改正案	現行
<p>（業務の委託の範囲等）</p> <p>第七条 法第十六条第一項の政令で定める業務は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める業務及びこれらに附帯する業務とする。</p> <p>一 法第十六条第一項第一号に掲げる者 次に掲げる業務</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 法第十三条第一項第五号から第十号まで並びに第二項第五号、第六号、第八号及び第九号の業務（貸付けの決定及び第三号に定める業務を除く。）</p> <p>ニ（略）</p> <p>三 法第十六条第一項第三号に掲げる者（次項第二号に掲げる法人を除く。） 次に掲げる業務</p> <p>イ 貸付金に係る建築物若しくは建築物の部分の工事、災害復興建築物、避難指示・解除区域原子力災害代替建築物（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十一条に規定する避難指示・解除区域原子力災害代替建築物をいう。）若しくは原子力災害代替建築物（同法第四十三条に規定する原子力災害代替建築物をいう。）の建設若しくは被災建築物の補修に付随する堆積土砂の排除その他の宅地の整備に関する工事、災害予防関連工事又は法第十三条第二項第五号の規定による貸付け（福島復興再生特別措置法第三十一条及び第四十三条の規定によるものを除く。）に係る土地の補修に関する工事の審査</p> <p>ロ（略）</p> <p>四（略）</p>	<p>（業務の委託の範囲等）</p> <p>第七条 法第十六条第一項の政令で定める業務は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める業務及びこれらに附帯する業務とする。</p> <p>一 法第十六条第一項第一号に掲げる者 次に掲げる業務</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 法第十三条第一項第五号から第十号まで並びに第二項第三号、第四号、第六号及び第七号の業務（貸付けの決定及び第三号に定める業務を除く。）</p> <p>ニ（略）</p> <p>三 法第十六条第一項第三号に掲げる者（次項第二号に掲げる法人を除く。） 次に掲げる業務</p> <p>イ 貸付金に係る建築物若しくは建築物の部分の工事、災害復興建築物、避難指示・解除区域原子力災害代替建築物（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十一条に規定する避難指示・解除区域原子力災害代替建築物をいう。）若しくは原子力災害代替建築物（同法第四十三条に規定する原子力災害代替建築物をいう。）の建設若しくは被災建築物の補修に付随する堆積土砂の排除その他の宅地の整備に関する工事、災害予防関連工事又は法第十三条第二項第三号の規定による貸付け（福島復興再生特別措置法第三十一条及び第四十三条の規定によるものを除く。）に係る土地の補修に関する工事の審査</p> <p>ロ（略）</p> <p>四（略）</p>

2

(略)

2

(略)